

労務ROAD

- 雇用助成金詐欺事件
- 労働時間を適正に把握・確認するには…

河 本 社 労 士 事 務 所

(編集担当:伊藤)

〒541-0047 大阪府中央区淡路町 2-4-3 ISOビル7F Tel:06-6228-8555 Fax:06-6228-8556

雇用助成金詐欺事件

国の雇用助成金をめぐっては、**中小企業に申請を呼びかけるコンサルタント業者の勧誘**が激しくなっています。全国社会保険労務士会連合会の調査では、企業にファックスで営業をかける業者が2014年度は3社、15年度は5社確認できたが、16年度は21社に急増しました。**助成金の申請は、社会保険労務士でなければならない**と社労士法に定められています。連合会によると、コンサル業者に相談した企業が、雇用実態などを偽るよう助言され、結果的に不正受給となるケースもあったそうです。連合会は今年から、全国の社労士に、こうした勧誘に注意するよう、顧客に伝えることを要請しています。担当者は『**助成金制度の趣旨を理解して、きちんと申請できるよう社労士に直接相談してほしい**』と話しています。



【朝日新聞より】

労働時間を適正に把握・確認するには…

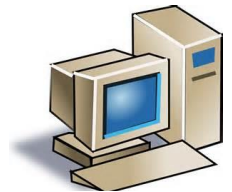
職種や業務内容によっては、労働時間を正確に確認するのが難しいケースもあります。“サービス残業”を主張されないために、労働時間の把握、確認において起きがちな問題への対応について紹介します。

●労働時間とは…

労働基準法上の労働時間は「**労働者が使用者の指揮監督のもとにある時間**」とされています。始業時刻から終業時刻までの休憩時間を除いた所定労働時間については、当然に労働時間に該当しますが、所定労働時間外についても同様の判断をします。その時間の従業員の行為が「**使用者の指揮命令下におかれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まる**」とされます。ある時間帯を労働時間として取り扱うかどうかという問題は、賃金計算や従業員の健康管理、労災申請等に反映され、影響は小さくありません。“サービス残業”があったとして、未払賃金の請求を受けるケースも見受けられます。

●パソコンのログイン時間は労働時間か！？

パソコンを使用する業務では、パソコンにログインしている間は労働時間とすべきでしょうか。パソコンのログイン時間帯と会社の労働時間の記録がかけ離れていて、会社が労働時間を適正に管理していない認められるときには、ログイン時刻を参考に労働時間が判断されることがあります。



●外回り等の労働時間は把握できるか！？

携帯電話などを所持せ、随時、会社と連絡を取りながら事業場外で勤務するなど、会社から随時指示連絡が可能なき場合は、通常の方法で労働時間の管理が可能とみなされます。ただし、①**本人の裁量で営業活動を行い、会社も日々の報告を求めない**。②**携帯電話は営業活動用で会社とは非常時の連絡にしか使用しない**。といったケースでは、「**事業場外労働のみなし労働時間制**」の対象となり、この場合は所定労働時間または通常必要時間、あるいは労使で協定した通常必要時間を勤務したのものとして労働時間をカウントすることができます。

また、業務上必要な外部研修に参加させた場合も労働時間としてカウントします。労働時間の算定方法としては、通常の方法と事業場外労働のみなし労働時間制による方法が考えられます。

●タイムカードの打刻時間は労働時間か！？

タイムカードを導入している会社であっても、必ずしも「タイムカードの打刻時間＝労働時間」というわけではありません。例えば、タイムカードを打刻する前に本人が業務を終えていたことを会社や管理担当者が直接正確に確認し記録できているのであれば、正確な記録を優先して差し支えありません。



【企業実務より】